

役員報酬に関する規程

社団法人 発明協会

第1条 社団法人発明協会の常時勤務する役員の報酬については、この規程の定めるところによる。

第2条 常時勤務する役員の報酬は、年額として会長が定める。

第3条 報酬の支給については、年額を12で除したものを月額支給する。

第4条 常時勤務する役員が退任するときは、退職手当金を支給する。

2 退職手当金は、在職期間及び職務実績を考慮して支給することとし、その額は、別に定める。

第5条 前各条に規定するほか、常時勤務する役員の報酬に関する必要な事項は、別に定めることができる。

附則

この規程の一部を改正する規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程の一部を改正する規程は、平成18年4月1日から施行する。

社団法人発明協会 常勤役員報酬額について

平成18年4月1日

社団法人発明協会

当協会の「役員報酬に関する規程」第5条の定めにより、常時勤務する役員の報酬（年額）は、以下の標準報酬額に基づき、その上下15%の範囲内において、勤務実績等を勘案して定める。

役 職	標準報酬額
理事長	1,950 万円
専務理事	1,620 万円
常務理事	1,600 万円

以上